

第3次周南市地産地消促進計画（案）に対する意見の要旨と市の考え方

| 番号 | 項目・該当箇所 | 意見の要旨 | 市の考え方 |
|----|--|--|---|
| 1 | P3-4 前計画の達成度 他 | 「前計画作成時の現状値・目標値・現状値の記述」となっておりますが、後述の通り「前計画を受けての本計画（案）」内の数値目標提示箇所にも当該数値3項目を併記すべきと考えます。 P8-15の各案件の当計画（案）各項目に記載の数値目標には「（平成30年度/2018年度）実績値」「（令和6年度/2024年度）目標」の表記しかなく、目標値が妥当なのか判断が困難です。各「数値目標」について、「前計画作成時（平成26年度/2014年度）実績値」「当時目標値」も追記、新規設定案件は可能であれば平成26年度/2014年度実績値も表記願います。 | 「前計画の達成度」の表と本計画内の「数値目標」を関連付けて比較できると考えますので、原案のままとします。 新規設定案件につきましては、本計画（素案）からの目標設定ということで、原案のままとします。 |
| 2 | P3他 | 上記追加項目も明示した「数値目標」一覧の掲載をお願いします。 | 「前計画の達成度」の表と本計画内の「数値目標」を関連付けて比較できると考えますので、原案のままとします。 |
| 3 | P3他 | 数値目標について、前計画から新規追加案件・前計画から削除案件についてはその理由を明示願います。 上記2案件明示されなければ、市民として当計画案が妥当なのか情報不足で判断が困難です。上記内容追記の計画（案）の掲示、意見再募集を希望します。再意見募集が不可能であれば明確/具体的な理由掲示をお願いします。 | 【新規】新規林業就業者数と新規漁業就業者数（追加）：基本施策（1）「担い手の育成・確保」-「①新就業者の育成」で、農林水産業全体を対象としているため追加しました。 認定新規就農者数（変更）：前計画では「認定就農者」、本計画（素案）では「認定新規就農者」となっております。平成26年度に認定新規就農者制度（国の制度）が始まり、平成27年度、本市で初認定を行いました。「前計画の達成度」の現状値は、平成26年度以前の人数と当制度の認定者数を合わせた数値ですが、本計画（素案）では、当該新制度に基づき目標値を設定していることから、実績、目標ともに当制度の数値となっております。 ご意見を踏まえ、P8「認定新規就農者数」について、説明を追記します。 【削除】しゅうなんブランド認定数を削除：事業開始からの目標値を達成したことから削除しましたが、数値目標を設定していないだけであり、引き続き、地域産品の発掘・認定・PRを行います。 |
| 4 | P5-P7 Ⅱ 計画の基本的な考え方 | 「前計画」に対して何処を見直しどう修正を実施し、継続した件はどのような理由で継続としたのか明示すべきと考えます。 上記内容が明示されていない当該計画（案）、市民として内容の是非が判断困難です。 | 本計画（素案）では、「しゅうなんブランド」認定の展開として、地域産品のブランド力を向上させる取組みを広く推進するため、基本目標に「地域ブランドの推進」を新たに設定しました。さらに、多様な主体と連携し、都市部等で開催される商談会などにおいて売り込みの強化を図るものとして、「地産外商の推進」を新たに設定しました。また、道の駅ソレーネ周南を地産地消の推進拠点と位置付け、直売所等との連携も念頭においた取組みを行うものとして、道の駅ソレーネ周南が持つ機能を更に充実させる内容としました。 継続したものについては、目標を達成していない、引き続き取り組むべき重要な事業である、などの理由から継続案件といたしました。 見直し、継続については、「4.前計画の達成度」において説明しておりますので、原案のままとします。 |
| 5 | P6 2. 基本目標 | 現在の消費形態では「生産者」と「消費者」が直結することは少なく、間に「流通」「加工」「販売」等々各工程が存在しております。別に「流通の仕組みづくりと販路の確保」という項目があるが、「生産者と消費者の相互理解の推進」という目標は、「流通」「加工」「販売」と「生産」「消費」との相互理解を置き去りにした施策になりかねないと危惧致します。 「基本目標」の再考、あるいは上記内容についての付記実施を宜しく御願い致します。 上記内容追記の計画（案）の掲示、意見再募集を求めます。再意見募集が不可能であれば明確/具体的な理由掲示をお願いします。 | 「流通の仕組みづくりと販路の確保」と「生産者と消費者の相互理解の推進」は同じ基本理念のもとでの取組みです。「生産」→「流通」「加工」「販売」→「消費」→「生産」…のサイクルが回り地域経済の活性化が図られるよう、「流通」「加工」「販売」と「生産者」「消費者」の相互理解を意識して事業を推進します。よって、本計画における基本目標は原案のままとします。 |
| 6 | P8-P9 Ⅲ 地産地消に向けた取り組み 基本目標 安全・安心な農林水産物の 安定的供給 基本施策（1） 担い手の育成・確保 | 「若者＝小中高校生への市内産業教育」の記述が無いのは何故でしょうか。市内の若者が市内の産業に目を向ける為の教育無しに市の「地産地消促進計画」などありえないと感じます。 上記視点追記の計画の作成、計画公表、再意見募集実施を求めます。再意見募集が不可能であれば明確/具体的な理由掲示をお願いします。 | 基本目標「生産者と消費者の相互理解の促進」-基本施策（1）「農林水産業とふれあう場の創出」-「②地産地消等を学ぶ場の創出」に基づき、関係課と連携しながら、「しゅうなん出前トーク」や料理教室などを通じて、若者へのアプローチを行います。また、基本施策（2）「地産地消の普及・啓発の推進」-「③イベント等による地産地消の推進」に基づき、地産地消イベントを通じて、若者に地域の農林水産物及び農林水産業への関心と呼び起こしたいと考えております。 現在作成中の第3次周南市健康づくり計画内、食育推進計画においても、食文化の継承や地産地消を推進し、子供や若者が地域の農林水産物及び農林水産業に関心を持てるよう取組むこととしておりますので、担当課とも連携して進めてまいります。 よって、ご指摘いただいた視点は本計画に含まれているものと考え、原案のままとします。 |
| 7 | P10-P11 基本目標 地域ブランドの推進 | 「市内外における知名度の獲得」との記述があります。「地産地消促進計画」中「市外の知名度」をあげるのならば、知名度向上の施策である「ふるさと納税」について当計画内に記述が必要と考えます。 | P11基本施策（1）「地域産品のブランド化」-②「地域ブランドの展開」に、「ふるさと納税制度」について追記します。 |

| 番号 | 項目・該当箇所 | 意見の要旨 | 市の考え方 |
|----|---|---|--|
| 8 | 計画全般 | 文中「～を推進する」とする施策で、「数値目標」を掲げることが可能、もしくは「数値目標」を掲げるべき、と考えられる項目が多々見られると感じます。 「数値目標」設定項目の精査再検討をお願いいたします。 | 上位計画に合わせ、「集落営農法人就業者数」を追記いたします。数値目標を設定しない項目につきましても、関係団体と連携を取りながら適切に計画の進捗管理を行ってまいります。 |
| 9 | 計画全般 | 「地産地消」＝「農林漁業対策の一部」と考えた場合、「鳥獣被害対策」「駆除鳥獣利用」も関係重要事項と考えますが、上記2点について当該「計画（案）」に記述が見当たりません。 記述の追加、あるいは別途施策計画作成を御願い致します。 | 本計画（素案）では、鳥獣被害対策による駆除鳥獣を「6次産業化・地産地消法」第3章「地域の農林水産物の利用の促進」で謳われている“農林水産物（食用に供される農林水産物）”の対象に含めておりません。ご意見は今後の参考とさせていただきます。 上位計画（第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画）で「有害鳥獣被害防止対策の推進」を掲げることとしておりますので、原案のままとします。 |
| 10 | 計画全般 | 一般スーパーでの商品表示で「市内生産」と分かる表示や「市内生産品」を重点PRした売り場設定を見た覚えがほとんどありません。推進協議会には販売・流通関係団体も含まれているので、「販売・流通関係団体と協力しての、地産地消推進店以外の一般店舗での地産地消PR・市内生産品広報の推進」を当該「計画（案）」に明示願います。 | 基本目標「流通の仕組みづくりと販路の確保」-（1）「消費者ニーズに対応した販売・流通体制の構築」に、販売・流通関係団体等と連携した取組みについて追記します。 |
| 11 | P13 基本目標 流通の仕組みづくりと販路の確保 基本施策（3） 学校給食等への地場産物の使用拡大 | 地場産農林水産物の使用促進に、学校給食の他にも、企業への協力要請も必要と考えます。特に市内企業の社内食堂、厚生施設内食堂での市内生産品使用について、数値目標設定等は困難でもPR・広報は継続的に実施すべきと考えます。 上記内容の当該「計画」追記を希望致します。 | ご意見の通り、地場産農林水産物の使用促進には、学校の他に、企業への働き掛けも重要と考えます。原案のままとしますが、地産地消推進協議会の構成団体である、公益財団法人周南地域地場産業振興センター及び周南市商工振興課と連携を図りながらPRをしてまいります。 |
| 12 | P16 Ⅳ 計画の推進体制 | 意見作成のためには、計画と関係する国・県・市の法令・計画類多数の内容も確認すべきと考えます。その様な意見募集を、他の市パブリックコメント（意見募集）と募集期間重なる上、当市行政とは関係ないものの県パブリックコメント（意見募集）数件期間重なり、年末年始の期間も含む中で通常の意見募集と同様の1ヶ月の期間設定は短いと考えます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。 | 周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出（募集）期間は、公表の日から原則として暦月で1箇月となっております。本計画（素案）においても、その内容及び分量から1箇月が適当と判断いたしました。 |
| 13 | パブリックコメント一般 | パブリックコメント（意見募集）については、 ・年末年始等市民の繁忙期を避ける。 ・複数案件の期間重複を避ける。 ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。 と言った対応を常時実施願います。（必要であれば条例修正等実施願います。） | パブリックコメントの案件や実施件数等によっては、時期が年末年始にかかったり、複数案件が時期や期間を重複して実施される場合があります。 案件の内容等を踏まえて、適切な実施時期・期間を設定するように努めてまいります。 |
| 14 | パブリックコメント一般 | 今回の意見募集の広報・記事扱いについて、一般市民が広く目にする媒体（新聞等）にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。 | 市広報 12.1号（9ページ）「パブリック・コメント」実施記事（紙面1/4ページ分）の中で、施策の案件・対象・閲覧期間・閲覧場所・意見の提出期間及び提出方法を掲載いたしました。新聞への広告掲載はしていません。 |
| 15 | パブリックコメント一般 | 今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ(市広報は月2回発行ですので募集期間内に最低2回の掲載が可能はず)の理由を明示願います。 | 限られたページ数と紙面上のスペースの中で、少しでも多くの情報をお伝えする必要があることから、原則、一度のみの掲載としています。 |
| 16 | パブリックコメント一般 | 市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。実施できないのであればその理由を明示の上、是正(規則・条例等の修正等)実施をお願い致します。 | 例外として、市民の生命や財産、また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。 本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載といたしました。 |

| 番号 | 項目・該当箇所 | 意見の要旨 | 市の考え方 |
|----|-------------|---|---|
| 17 | パブリックコメント一般 | 意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント（意見募集）の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。 | パブリック・コメントの周知方法は、市広報及び市ホームページへ募集の掲載、また、市ホームページ、本庁舎ロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び農林課で本計画（素案）の閲覧を行いました。周南市市民参画条例に基づき、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法により公表しており、適切に実施したものと認識しております。 |
| 18 | 計画全般 | 市民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。 | 本計画（素案）の作成に当たっては、一般公募による市民、関係団体、事業者、学識経験者、市職員等で構成される周南市地産地消推進協議会の委員からご意見をいただきました。 |
| 19 | 計画全般 | 年次把握がし易いように年代は全て元号西暦併記あるいは西暦表記に統一頂けましたら幸いです。 | 新旧元号の数値を比較する箇所におきましては、元号と西暦を併記します。 |
| 20 | P18-21 | 解説実施用語明示での「用語解説」記載はありがたいです。解説実施語句の再確認を宜しく願いたいします。 | 再確認の結果、内容に修正が必要な箇所がございましたので、適宜修正を行います。 |
| 21 | パブリックコメント一般 | 市パブリックコメント（意見募集）全般で「用語解説」の掲載を実施願います。 | 専門的な用語等、説明が必要と思われる用語については「用語解説」を行うように努めてまいります。 |

コメント以外の修正

| | | | |
|----|---|--|---|
| P1 | 2.位置づけ | | 最後の文章中、「各計画策定機関と」を「各計画と」に修正します。 |
| P2 | 計画策定の根拠 | | 第3次地産地消促進計画と他の個別計画との間の矢印の上部に、関係が分かりやすいように、「連携・補完」を追記します。 |
| P9 | Ⅲ 地産地消に向けた取り組み 基本目標 安全・安心な農林水産物の安定的供給 基本施策（1）③ 女性就業者の育成と活躍の場の創出 | | P9「女性グループ等法人化数」について、上位計画（第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画）に合わせ、目標値を6件とします。 |
| P2 | 計画策定の根拠 P18 用語解説 | | 「周南市観光ビジョン2020」を「第3期周南市観光ビジョン」に修正します。 |